平成30年度第１回四街道市男女共同参画審議会会議録（概要）

日　時　　平成31年１月30日（水）午前10時00分～12時00分
場　所　　四街道市役所保健センター３階第２会議室
出席者委員　　市川委員　中村委員　行方委員　東委員　鵜之沢委員　添田委員
　　玉川委員　福田(泰)委員　安室委員　田島委員　羽田委員
欠席委員　　福田(有)委員　岩﨑委員　松井委員
事務局出席者　佐渡市長　永易経営企画部長　石渡政策推進課長
　　榎本係長　大坂主査補　木村　岡田
　　山崎子育て支援課長　藤井係長
傍聴人　　０人

――会議次第――
１　委嘱状交付
２　市長挨拶
３　開　　会
４　会長選出
５　会長挨拶
６　会長代理指名
７　会長代理挨拶
８　会議録署名人の指名
９　議　　事
　（１）　第３次四街道市男女共同参画推進計画に係る平成29年度事業評価について
　（２）　その他
10　閉　　会

【事務局】: 本日は、公私ともにご多忙の中、平成30年度第１回四街道市男女共同参画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。これより会議に先立ちまして、委嘱状交付を行います。それでは佐渡市長より、委嘱状を交付させていただきます。交付に際しましては、席次に従い交付させていただきます。

～（委嘱状交付）～

【事務局】: それでは、佐渡市長よりご挨拶を申し上げます。

～（市長挨拶）～

【事務局】: 次に、職員の紹介をさせていただきます。

～（職員紹介）～

【事務局】: それではこれより平成30年度第１回四街道市男女共同参画審議会を開会いたします。本日は、委員定数14名のうち11名にご出席いただいておりますので、会議が成立していますことをご報告させていただきます。これより会議次第に沿って順次進めさせていただきます。

会長の選出までの間、佐渡市長を仮議長として会長を選出させていただきますので、ご了承願います。それでは、佐渡市長、よろしくお願いいたします。

【佐渡市長】: それでは、会長の選出にあたりまして、仮議長を務めさせていただきます。しばらくの間、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

四街道市男女共同参画審議会条例第４条第２項の規定により会長は委員の互選となっております。どなたかご意見がありましたらお願いします。

【中村委員】: 弁護士の中村でございます。私からは市川委員を推薦したいと思います。市川委員におかれましては、東京情報大学などで教壇に立たれているほか、一般社団法人産前産後ケア推進協会の代表や新宿区健康づくり行動計画推進協議会委員を務めるなど、豊富なご経験をお持ちであると伺っておりますことから、会長には市川委員がふさわしいと存じます。

【佐渡市長】: ただ今、中村委員から、市川委員に会長をお願いしたらいかがかというご意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。

（委員全員が承認）

【佐渡市長】: 市川委員、よろしいでしょうか。

（市川委員承諾）

【佐渡市長】: それでは、市川委員に会長をお願いしたいと思います。市川委員よろしくお願いいたします。

会長が決定しましたので、仮議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

【事務局】: 市川会長は、議長席へご移動をお願いいたします。

【事務局】: それでは、市川会長よりご挨拶をいただきたいと思います。市川会長、よろしくお願いいたします。

～（会長挨拶）～

【事務局】: ありがとうございました。この後の会議の進行については、男女共同参画審議会条例第５条第１項により、会長が議長となることとなっておりますので、市川会長にお願いいたします。市川会長、よろしくお願いいたします。なお、大変申し訳ございませんが、佐渡市長は公務のため、会議の途中ではございますがここで退席させていただきますので、ご了承ください。

（市長退席）

【市川会長】: それでは、次に会長代理を決めさせていただきたいと思います。会長の代理については、男女共同参画審議会条例第４条第４項により、あらかじめ会長が指名する委員となっています。会長代理は､中村委員にお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

（中村委員承諾）

【市川会長】: 委員の皆様、よろしいでしょうか。

（委員全員が承認）

【市川会長】: それでは、中村委員に会長代理をお願いします。中村委員、一言ご挨拶をお願いします。

～（会長代理挨拶）～

【市川会長】: それでは、改めまして皆様こんにちは。本日は第１回の審議会となりますので、会議に入ります前に、委員の皆様に簡単な自己紹介をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
　私は先ほどもご挨拶をさせていただきましたが、市川と申します。

～（会長自己紹介）～
　皆様、どうぞよろしくお願いいたします。
　それでは、行方委員から順番によろしいでしょうか。

～（各委員自己紹介）～

【市川会長】: ありがとうございました。それでは会議を進めさせていただきます。最初に会議録の作成ですが、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により審議会は、会議録を作成することとなっております。

なお、会議録における発言者名については、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則として明記することとなっておりますので、本審議会においても明記する取扱いとしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（委員全員が承認）

【市川会長】: それでは、会議録には発言者名を明記することといたします。会議録署名人については、私から指名させていただきますが、よろしいでしょうか。

（委員全員が承認）

【市川会長】: 本日の会議録署名人は、東委員、田島委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

（委員全員が承認）

【市川会長】: 東委員、田島委員よろしいでしょうか。

（両委員が承認）

【市川会長】: それでは、会議録署名人を東委員、田島委員にお願いします。

【市川会長】: 本日の会議の公開・非公開については、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開とさせていただきます。また、会議資料については、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、傍聴人の閲覧に供するものとしますが、このうち、会議次第については、配布するものといたします。その他の資料については、本審議会の判断によるものとされております。私といたしましては、本日の資料については、すべて配布するものとしたいと存じますが、委員の皆様のご意見をお伺いします。

（委員全員が承認）

【市川会長】: それでは、本会議は「公開」とし、傍聴人に資料を配布することとします。事務局は傍聴の方がいらっしゃいましたら入室させてください。

【事務局】: 傍聴人はいません。

【市川会長】: それでは議事に入ります。本日の議事「（１）第３次四街道市男女共同参画推進計画に係る平成29年度事業評価について」事務局より説明をお願いします。

～（事務局説明）～
・四街道市の男女共同参画の概要
・第３次四街道市男女共同参画推進計画の概要
・四街道市男女共同参画審議会の役割
・第３次四街道市男女共同参画推進計画に係る平成29年度事業評価について

【事務局】: まず、会議に先立ちまして、今回新たに、男女共同参画審議会委員に就任された委員の方々に向けまして、本市の男女共同参画の概要をご説明させていただきます。

事前に送付いたしました、「第３次四街道市男女共同参画推進計画」の61ページをご覧ください。こちらには、男女共同参画社会基本法が掲載されています。すでに皆様ご存じのことと思いますが、男女共同参画につきましては、国際的な女性の地位向上の流れを受け、国において、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定したことをきっかけに、国、県、市町村など全国的な取り組みとして進められ、現在に至っているところでございます。

男女共同参画社会基本法の前文、７行目の「男女が、」ではじまる箇所をご覧ください。この法律では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を緊要な課題として捉え、その実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけております。

この課題に対する取り組みは地方公共団体の責務でもあり、本市においても、法律に基づき、平成16年には、第１次四街道市男女共同参画推進計画を策定、平成21年には第２次計画、そして、平成26年には、現在の第３次計画を策定し、計画的な取り組みを進めているところでございます。

次に、計画書２ページをお開きください。下の図をご覧ください。こちらは、これまでの本市の男女共同参画推進計画の推移が図で示されております。現在、計画期間である第３次計画では、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえながら、めざす社会のすがたとして「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」を設定し、第１次計画、第２次計画の理念や施策を継承、発展させながら、推進を図ってまいりました。

続きまして、計画書３ページから９ページをご覧ください。最初に、３ページに第３次四街道市男女共同参画推進計画の体系図を掲載しております。ご説明させていただきましたとおり、「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」をめざす社会のすがたとして掲げており、その具体的な道筋を示すものとして、５つの課題と一番下にございます１つの計画の推進を設定し、各課題の下には、施策の方向、また施策の方向の下には、基本的施策を設定し、体系化させたものです。

４ページをご覧ください。こちらでは、３ページでの体系で説明した基本的施策を具体的に推進するため、どのような取り組みを行っていくのかを設定しております。この取り組みの推進状況を把握することで、計画の進捗を図っているところです。なお、取り組みにつきましては、全93の取り組みがございます。

次に８ページをご覧ください。課題５．ＤＶ等の暴力の根絶を掲げていますが、この課題の中でＤＶ防止計画として点線で囲った部分がご覧いただけるかと思いますが、こちらが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律である、ＤＶ防止法に基づくＤＶ防止計画として、併せて位置づけております。

また、９ページにございます、男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化ですが、課題の１から５の５つの課題の取り組みを効果的かつ着実に推進していくためには、行政だけでなく、事業所や団体、そして、市民一人ひとりがそれぞれの立場で計画の趣旨を理解し、相互に連携しながら、積極的に取り組んでいくことが重要です。このため、計画の主体である市が率先し、男女共同参画社会の形成を推進するとともに、計画を効果的に実行するための体制を強化する取り組みを設定しております。

次に、14ページをご覧ください。下段の表に№１、２と続いていますが、ここからは先ほどご説明した93の取り組みが順に示されております。各取り組みには、それぞれ取り組みの内容が記載されており、また、区分として、主目的事業や関連事業を記載しております。この主目的事業とは、男女共同参画推進を主目的とする事業であり、関連事業とは、男女共同参画推進が主目的ではないものの、事業の実施が男女共同参画推進に寄与する事業となっております。

また、これら93の取り組みと併せ、各課題に「成果指標」を設定しています。49ページをご覧ください。表の左から、各課題、そして各課題に関連する成果指標を掲載しております。さらに、成果指標の基準値と目標年度と目標値等を掲載しております。

次に、52ページをご覧ください。こちらは、「社会のあらゆる分野で女性、男性がともに対等な立場で参画していけるよう」働きかけを行うため、委員会や団体等の委員の女性比

率の推移を毎年把握しているデータとなります。

以上が、第３次四街道市男女共同参画推進計画の概要でございます。

次に、男女共同参画審議会の役割についてご説明します。計画書57ページをご覧ください。こちらには、男女共同参画審議会の条例を掲載してございます。第１条に設置目的が記載されておりますが、「市は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治法第138条の４第３項の規定に基づき、四街道市男女共同参画審議会を設置する。」としております。また、審議会の所掌事務としましては、第２条にございますとおり、（１）「男女共同参画推進計画の策定及び変更に関すること。」、（２）「男女共同参画推進計画に基づく施策の実施状況に関すること」としております。本日は、この施策の実施状況に関して、ご審議いただきたく開催するものです。委員の皆様からは、様々なお立場から、男女共同参画の推進や向上に向けたご意見を頂戴できればと考えております。

これらの内容を踏まえ、本日の議事説明に入りたいと思います。
本日の議事でございます「第３次四街道市男女共同参画推進計画に係る平成29年度事業評価について」を説明します。

はじめに、参考資料１「第３次四街道市男女共同参画推進計画の評価方法について」をご覧ください。こちらには、先ほどご説明した第３次計画の体系を記載してございます。計画は、「めざす社会のすがた」の実現に向けた取り組みとして、「課題」、「施策の方向」、「基本的施策」、そして、その下に、基本的施策を実現するための具体的な93の「取り組み」が位置づけられているところです。

次に、下段にございます評価の項目をご覧ください。計画に位置づけた全93の取り組みは、各年度で評価を行うこと、計画は、実施・成果の内容により評価を行うということをこちらに記載させていただきました。
次に、裏面をご覧ください。「１．取り組みの評価」でございます。こちらの１行目、２行目に記載がなされていますが、本男女共同参画計画の全93の取り組みについては、先ほどご説明した主目的事業と関連事業の２種類で構成しております。より分かりやすく例を挙げてご説明しますと、主目的事業については、例えば、男女共同参画の意識向上を図るため、研修を実施するなど、その事業内容が、直接、男女共同参画の推進を目的とする取り組みなどの事業を主目的事業としております。一方、関連事業でございますが、例えば、市民に対する健康診断では、目的は市民のための検診となりますが、実施する際は、女性・男性の性差に配慮した検診の実施や相談を行うなど、主目的は別にあるものの、取り組みに際して、男女共同参画の推進に寄与する関連ある取り組みを関連事業として位置づけております。

これら主目的事業と関連事業につきましては、その性質が異なりますことから、評価方法についても異なる方法で評価しております。評価につきましては、「取り組み内容」が実施されたかどうかに主眼を置くものとしますが、具体的には、４行目にございますとおり、「主目的事業については、男女共同参画が推進されたかどうか」、「関連事業については、男女共同参画上の視点をもって事業に取り組むことができたかどうか」により評価を行うものとしています。また、評価につきましては、前年度までの取り組みからさらに取り組みが進められたかについても評価の視点としているほか、「成果指標達成状況」や「各委員会・団体等委員の女性比率」も踏まえ、評価の内容としているところです。

次に、中段にございます表でございますが、各取り組みの評価の表記として、「◎：計画を上回る取り組み」、「○：計画どおりの取り組み」、「●：計画は概ね取り組まれた」等となっています。ここまでが平成29年度の取り組みに対する評価の考え方でございます。

次に、各取り組みの評価についてよりわかりやすくご説明します。お手数ですが資料２参考資料をご覧ください。こちらは、先ほど皆様にご覧いただいた男女共同参画計画の一部抜粋でございます。こちらにあります、各「取り組み」の右側に「取り組み内容」が記載されておりますが、評価については、この内容が実施されたかどうかに主眼を置き、主目的事業については「男女共同参画が推進されたかどうか」、関連事業については「男女共同参画上の視点をもって事業に取り組むことができたかどうか」により評価を行っています。

それでは、これまでの説明を踏まえ、各評価結果をご覧いただければと思います。「資料１　第３次四街道市男女共同参画推進計画・評価結果表（平成29年度）」の１枚目をご覧ください。こちらは全93の取り組みの評価結果を取りまとめた一覧でございます。表の一番右側に、達成度の項目を設けていますが、この達成度は、右上の※印にあるとおり、「◎：計画を上回る取り組み、○：計画どおりの取り組み、●：計画は概ね取り組まれた」の全体数から達成した数の占める割合としたものです。

評価の結果、全93の取り組みの評価について、（１）の課題ごとでの達成度では、「◎：計画を上回る取り組み」が14、「○：計画どおりの取り組み」が38、「●：計画は概ね取り組まれた」が20、「△：計画の取り組み不足がある」が３、「▲：再検討（中止含む）」が０、「評価対象外」が０という結果となりました。

また、課題別の評価につきましては、課題２のあらゆる分野における男女共同参画の実現の分野においては、「△：計画の取り組み不足がある」が２件ございましたことから、達成度は91.3％、ついで、課題５のＤＶ等の暴力の根絶でも「△：計画の取り組み不足がある」が１件ございましたので達成度では93.8％となっております。なお、（２）計画の推進

では、「◎：計画を上回る取り組み」が２、「○：計画どおりの取り組み」が11、「●：計画は概ね取り組まれた」が３、「△：計画の取り組み不足がある」が２、「▲：再検討（中止含む)」が０、「評価対象外」が０という結果でございまして達成度は88.9％となっております。

資料の２ページをご覧ください。こちらは、先ほどの全体事業のうち、48の主目的事業を抽出した表でございます。

資料の３ページはもう一方の関連事業のみを抽出した表でございます。

４ページ以降は、課題ごとの取り組みを評価した資料で、課題ごとの体系表を最初に設けたものとしています。

５ページをご覧ください。課題１に位置づけられた№.１から№.12までの取り組みについて、その実施成果と評価を記入したものでございます。評価の仕方などについて、一例を挙げてご説明します。№.１「男女共同参画に関する講座・研修の開催」をご覧ください。

取り組み内容については、「男女共同参画に関するだれもが参加しやすい講座や研修を開催します。」とされています。右側にございます実施・成果欄の内容では、男女共同参画フォーラム実行委員会主催講座等を開催し、男女共同参画に関する意識の向上を図った。と記載され、その右側の実績欄において、講座を３回開催、参加者78名などのデータ等が記入されています。さらに、右側にございます課題と記載された欄につきましては、主目的事業の中で、△以下の取り組みとなってしまったものに対して、その課題を記載させていただきました。この結果、左側の取り組み内容を実施したものとして、評価は○となり、計画どおりの取り組みがなされたという評価にしているところです。

次に、下段の№.２についてもご覧ください。この取り組み内容は、「講座・イベント等の開催において、託児サービスを充実することにより子育て世代の男女の参加を促進する。」とされていますが、実績では３回の講座のうち、託児は２回となっております。このため実績に基づき、取り組み内容の一部が未達成であったため、評価を●の計画は概ね取り組まれたという評価にしているところです。今までの内容が主目的事業の評価でございましたので、関連事業の評価についてもご紹介いたします。

№.８「国際交流等での男女平等意識の促進」をご覧ください。取り組み内容は、「姉妹都市交流を中心として、異文化を理解し、互いを尊重しあう国際感覚の醸成を促進する。」としています。右側の成果の欄を見ると、リバモア市への短期派遣事業の中で、参加者が男女の役割の違い等を発見、認識したとされています。実績でも参加者意見の中で、男女平等に関する意見が述べられております。このような結果から、関連事業としては、男女共同参画の視点が盛り込まれているため、評価としては、「○：計画どおりの取り組み」とし

て評価させていただきました。このような方法により、№93までの取り組みについて評価を行っているところでございます。

次に、資料２の男女共同参画の計画指標一覧をご覧ください。右側の現状値については、平成26年度から、これまでの指標の状況を記載しておりますが、比較的、意識調査においてのみ把握できる項目も多くございます。この指標は全部で27個ございますが、現時点におきましては、達成は８個という状況でございます。

また、資料３につきましては、各委員会・団体等の女性比率表の年次推移でございます。計画書に記載された数値がこちらの表のなかの平成24年度の数値が基準数値でございます。現状、これらについては、大きな成果が出ていない状況でございます。

以上が第３次四街道市男女共同参画推進計画に係る平成29年度事業評価についての説明でございます。

【市川会長】: ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

【市川会長】: 概ね取り組まれたものや、計画を上回る取り組みもありまして、非常に進捗しているように感じますが、中には△となっている計画の取り組みに不足のあるものもございますので、△の評価となっている取り組みを重点的に事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】: まず△の評価につきましては、先ほど総括にもございましたが、課題２では２点ございます。10ページにございます取り組み№16「自営業者における男女の経営参画の啓発」と№19関連事業「団体等の運営における男女共同参画の働きかけ」この２つの取り組みが該当いたします。まず№16については、取り組み内容は記載のとおり、家族経営を基本とした自営業において、男女が対等に経営参画するための意識啓発となっており、担当課となる産業振興課では、窓口にて男女共同参画に関するチラシ等の配架や金融機関への周知を実施しております。このチラシ等の配架などは、毎年度行われているものではございますが、本取り組みが主目的事業であることから、配架にとどまらず、男女共同参画の効果がみられるところまで求められる取り組みであります。取り組みの実績としては、配架チラシの内容がワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進といったものであり、取り組み内容の経営参画の促進に直接的に結びつくものではないこと、そして、課題として、男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるためには、男女の経営参画からくるメリットや成功事例を交えた継続的な広報が必要であること、また、女性を対象とした講座の開催など、関係団体と連携した取り組みが必要であることから、現在の取り組みが「△：

計画の取り組みに不足がある」との評価となりました。

№19「団体等の運営における男女共同参画の働きかけ」では、「自治会、子ども会及びＰＴＡ等の団体において、組織の運営上の役割に性別の偏りが生じないような働きかけを行います。」との取り組み内容となっております。こちらでは、性別の偏りがないように、広報紙「男女共同参画社会づくり通信『和話輪』」を配架するなど団体に対する意識啓発には努めたところです。しかしながら、各団体における女性委員の比率が推進されていないものがみられることから、△の評価になっています。ただし、この取り組みは、関連事業ですので、主目的事業のように課題についての記載はしておりません。

もう一つご紹介させていただきます。28ページの課題５No.66「ケースに応じた相談・支援施策の研究」をご覧ください。取り組み内容として、「男性相談窓口やＤＶ加害者対策などの施策について、調査・研究を行います。」となっております。取り組みの成果としましては、男性ＤＶ相談窓口を周知することにより、相談しやすい環境を整備しております。ただし、相談窓口では、男女の性差なく相談を受け付けておりますが、調査研究までには至らなかったため、△の評価とさせていただいております。男性ＤＶ相談窓口の周知方法としましては、市役所のトイレに相談窓口の連絡先が記載されている名刺サイズのカードを設置し、ご覧いただいた方が、相談できるような体制をとっており、実績としては30件の相談のうち、男性からの相談が７件との結果となっています。また、課題として、ＤＶ加害者対策としては、専門的な支援者の養成が必要ではないかということで課題に挙げさせていただきました。

基本的には△の評価の取り組みは、取り組み内容の一部に不足があることや、指標の達成状況が悪化していることなどの理由から、評価させていただきました。

【市川会長】：成果を上げるのが非常に難しい取り組みだと思いますが、商工会からいらっしゃった添田委員から今のご説明についてどう思いますか。

【添田委員】：家族経営の中で女性の経営参画を促すというのは、非常に難しいかと思います。私の会社は、工業団地の中にあるのですが、女性経営者は１人のみで、所属している商工会の中で、女性経営者はいますかと聞かれると、すぐに思い当たらないので、ご指摘のとおりであり課題です。これを改善する方法は、すぐには浮かばないですが、女性が労働市場に参加することが重要と考えます。女性経営者がすぐに育たない環境ならば、まずは、労働市場への多数の女性の参加が必要であると考えます。

【市川会長】：ＤＶの取り組みで加害者の支援は全国的にも非常に難しいのではないかと思います。研究となると専門的にやっているところは、それほど多くはないと思われ、これからの部分だと感じています。ただし、実際相談窓口の男性の相談件数は増えていると思いますので、粛々と対応、支援を行っていく必要があると思います。

【市川会長】: 弁護士のお立場から、中村委員はいかがお考えですか。

【中村委員】: ＤＶは女性サポートセンター等で女性に特化して保護していますが、昨今の事例を見ていると、男性が被害者となるケースが多くなってきていると思われます。また、男性の場合には、男性なのに女性からＤＶを受けているなどといった精神的理由など、性差から相談しづらい環境にあり、電話相談窓口の案内カードの配布などで被害者が相談しやすいようなサポートが行われています。そこで、男女問わずともに対応を考えていく必要があるのではないかと思います。そして、ＤＶは被害者を隔離したりするなど、被害者への対応を行うことが多いですが、加害者への対応を行っていかないと根本的な解決にはならないのではないかと思います。ただし、加害者は、加害意識が無いことが多く、相談を行うことなどが少ないため、把握が難しく、その結果最悪のケースに至っていることが多いかと思います。実際に加害者対策の調査研究というのは、非常に難しいもので、今現在、具体的な方法はなかなか出てこない状況です。

【添田委員】: 中村委員に伺いますが、男性がＤＶを受けるという話をあまり聞いたことがないのですが、男性が被害者の場合どれくらいの割合が発生しているでしょうか。

【中村委員】: 女性が８割で、男性が２割くらいであるというのがおおよその感覚です。ただし、女性が加害者となるＤＶが発生した場合、肉体的に非力な部分があるからなのか、刃物などの道具を使ったＤＶにより、発生結果の程度が大きくなる加害行為が多いように思います。昨今は、男性が被害者となるケースは増えていると思います。

【事務局】: №66の実績値の相談件数は、家庭のあらゆる相談を受ける件数でそのうち、７件が男性からの相談となっております。被害者保護の視点から動いているため、加害者対策、加害者を発掘する動きまでには至っていません。市としても、計画の趣旨に基づき、推進体制の強化、充実に努めてまいります。

【市川会長】: なかなか加害者の意識を変えていくというのは、非常に難しくハードルが高いものと思います。まずは、第一に被害者保護であると思います。医療機関などで発見に至るなどというケースもあることから、関係機関の連携も大切であると思います。またＤＶが単なる夫婦間だけにとどまらず、そのような状況を見て育つ子供に対しては児童虐待となるとの考えもございます。

【市川会長】: その他、忌憚ないご意見を委員の皆様からお願いします。

【田島委員】: 資料１の達成度を見る限り非常に優秀だと思います。ここまで達成しているならば、推進は不要かなとすら思ってしまいます。しかし、現実を見ると、市議会議員の

数など、審議会での女性委員の数などが少ないです。たとえば、条例で市議会議員の半分は女性とするなど、規定はあると思いますが、思い切った取り組みが必要ではないかと思います。隠れた優秀な女性人材はたくさんいるはずで、それを、表に出さないのは市として、国として損失であり、もったいないことだと思います。

【事務局】: 市議会議員の数については、４年に１度の選挙において、ワーク・ライフ・バランスの啓発など、意識啓発を行い、女性が立候補しやすくなるような土壌を作っていくことが必要と考えております。また、審議会の女性委員の割合については、審議会の選定の運用基準として、一方の性に審議会委員が占められないよう、指針を設けているところです。本審議会では、女性の委員が多く就任する傾向があり、可能な限り、男性の委員に就任していただけるよう調整を行っています。ただし、審議会によっては、専門的知識を要する審議会もあり、学識経験者で、適任な女性の委員が見つけられない、男性の公募委員しか応募がないなど、審議会によっては、一方の性に偏りがみられる審議会があることから、指針が努力義務にとどまっています。

【市川会長】: ありがとうございました。他にご意見、ご質問等はありますか。

【東委員】: 母子家庭だと女性の収入などで手当てが厚いと思いますが、父子家庭でも、男性が子どもの面倒を見るなど大変であると思います。父子家庭にサポートが弱いのではないかと思います。ＤＶでも男性の被害者がずいぶんあるなという感覚があり、女性への支援を行うとともに、男性に対する支援も女性同様に必要だと思います。

【市川会長】: 職務上の様々な事例からのご意見をありがとうございました。

【行方委員】: 指導的地位に占める女性の割合の国の目標値などはあるのでしょうか。また、私の感覚ではＰＴＡや子供会の役員は女性の役割、自治会は男性の役割など役割分担意識が逆に進んでいるように感じます。ＰＴＡや子供会などは、現実をよく表しているものと思います。それを解決するようなものが取り組みにはあるのでしょうか。

【事務局】: 国では、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30％以上とする目標を掲げています。また、平成29年10月から11月にかけて男女共同参画市民意識調査を実施しました。この意識調査報告書10ページでは、全国、四街道市における男性、女性のどちらが優遇されているのか、または平等であるのかといった意識を経年で測っている調査結果があります。このような結果も今後の議論の参考にしていただければと思います。そして、この意識啓発については、男女共同参画フォーラムの開催などで推進を図っています。たとえば、男女共同参画フォーラムなどの開始時の挨拶などでご説明させていただくことがあります。その際には、参加者からは、男女共同参画と

は、女性のための施策なのではないかと思われているようで、男女共同参画が進むことが、男性にとってもメリットがあるとの認識を広めて男女共同参画の意識啓発をしております。今後も継続的な啓発により、男女共同参画の浸透を図る必要があると思います。

【市川会長】: 意識改革というものは、なかなか難しいですが、ぜひ今後の講座・企画へ期待したいと思います。

【玉川委員】: 仕事柄、家庭の様子を垣間見る機会があります。年々、一様には言えない状況が増えているように感じます。先ほど、男性がＤＶを受けるといった話もありましたがそういう相談を他市で赴任した際に受けたこともありました。また、働くという観点から、男性にとっても女性にとっても働きやすい、子育てがしやすい社会システムを構築することが大切であると思います。このような意識を育み環境をつくるためには、教育現場では、男の子も女の子も互いを尊重し一緒に生きていくことが大切であるという教育が必要であり、実施していますが、この教育をもっと大切にしていく必要があると感じました。

【福田(泰)委員】: 私は、今回の委員就任で、３回目の委員就任となりました。今回は、男性の委員が増えて、男女構成のバランスが良いようです。評価方法などについて、毎年度変わっているのですが、どのようなことからでしょうか。また、評価を全体に見たときに過去の評価よりもよく映りすぎているように感じます。

【市川会長】: 評価について事務局から何かございますか。

【事務局】: 評価に関しまして、過去の評価と比べよく映っている、評価が高くなったとのご指摘ですが、まず評価方法の変更の理由としましては、当課所管である市の最上位計画、総合計画との評価の表記を合わせたためです。また、今までの取り組み評価と比べ特に変化があった箇所が、関連事業についてだと思います。関連事業が、今までの評価では非常に厳しい評価だったかと思います。これまでの関連事業については、主目的事業の取り組みと関連事業の取り組みの目的の差異が明確に出せない評価となってしまっていました。それが評価方法の一つの課題となっていましたので、評価方法を改めさせていただき、評価を出したところです。

【安室委員】: 銀行でも、男女共同参画や女性活躍推進法などから、件数目標が定められ、経営指標の中に入っており、社会から注目されているという状況でして、男女共同参画に力を入れています。そして、様々な制度改革を実施しております。特に意識改革などは非常に重要でして、銀行でもダイバーシティ研修など、機会をみて色々な研修を行っております。そこで今回の取り組み№.１「男女共同参画に関する講座・研修の開催」とありますが、講座の開催が３回で、講座の参加者数78人は、ちょっと少ないのかなと思います。こ

ういう意識改革の部分は、地道な取り組みが必要となります。

【玉川委員】: １つお聞きしたいのですが、たとえば、出産を控えた配偶者をもつ男性に子育て講座に出てもらうといったような仕組みが無いものなのでしょうか。

【事務局】: 子育て体験に関する講座については、計画書33ページ№51パパママルームの開催ということで、今後親となる男女を対象とした講座となっております。取り組みの参加者数としては、この取り組みを始めたばかりの頃と比べると参加者が増加しているものと思います。

【東委員】: 保健推進員として18年以上活動をしていますが、昔に比べると若いお父さんが講座などに参加してくれているように感じています。パパママルーム以外にも、乳がん検診などで夫が、仕事を休んで子守を行うなどして、妻が受診するなどのケースも見受けられます。また、講座なども夫が積極的に参加し、知識を得ようとしているように現場で見ていて感じます。このことから、昔と比べて、男性の育児などに対する意識の向上を感じます。

【事務局】: パパママルームについて補足いたします。パパママルームは、全３回を１つのコースとして設定しております。１回目は、出産を控えた夫婦に向けた、出産、子育ての心構えや歯科衛生士による乳児の歯磨きについて学ぶ回、２回目は、主に乳幼児の離乳食を作る調理実習、３回目は、沐浴、妊婦体験、パパママ交流会といった内容を実施しております。29年度からは、この３回目に該当する内容の回を単発で別途設定し、土日に開催することで、男性により参加しやすい環境を整えることができました。

【市川会長】: 保育の現場でも男性の参加が増えていると感じます。

【羽田委員】: 過去には、国の指針20％という目標値が、今では30％と国が力を入れてきているように思います。ワーク・ライフ・バランス、家事メンなどという言葉が浸透してきていますが、今後も積極的に男女共同参画に関する情報を発信することで、推進を加速させていくのがいいのではないかと思います。

【田島委員】: №92の「市職員の意識調査の実施」について、市の職員の回答率は、100％であるべきと思いますが、どうして81.2％という回答率にとどまっているのでしょうか。

【事務局】: 回答率が100％とならない理由としましては、本調査が、無記名式調査となっており、誰が回答し、回答していないのか調べることができないことから、未回答者への回答を促すことが難しいこと、また、庁内インターネットを通じたアンケートは、回答期

限をすぎると回答ができなくなってしまうことから、職員の回答率が100％でないものとなっています。今後、100％をめざしていきたいと思います。

【田島委員】: 期待しております。

【鵜之沢委員】: 民生委員・児童委員としては、子どもから高齢者まで、ＤＶ、児童に関する分野が、職務との直接的な関わりになる部分かと思います。女性や児童に関する研究部会があり、研究会単位にて施設見学や講座の受講を通して、知識を修得し、その内容を行政に情報提供しております。先ほどの東委員からもお話のあった、母子だけでなく、父子家庭についての支援を改めてお聞きしたいと思います。

【事務局】: 現在、ひとり親家庭支援として、各支援を行っているところでありまして、母子、父子といった性に起因する支援の差異は設けておらず、所得制限により支援の違いが発生しているといった現状であります。

【市川会長】: それでは、時間も迫っておりますので、その他にご意見がある方は、いらっしゃいますか。

【鵜之沢委員】: 取り組みの実施・成果の内容や実績などで市のホームページの活用というのがありますが、閲覧数などがわかれば今後に役立つのではないかと思います。

【市川会長】: それでは、続きまして議事「（２）その他」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】: 平成29年度の事業評価につきましては、本日いただきました審議会からのご意見を基に事務局にて意見書を作成し、会長と内容を調整の上、これらをホームページにて公表する予定でございます。なお、意見書につきましては、作成し次第、委員の皆様には別途、書面をもちまして通知させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
　以上でございます。

【市川会長】: ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。
（質問、意見なし）

【市川会長】: それでは、先ほど事務局より説明がありましたとおり、本日の皆様のご意見を踏まえて必要に応じて事務局において意見書を作成していただけるとのことですので、

意見書の内容につきましては、責任を持って私の方で確認させていただきたいと思います。

【市川会長】: これで本日の議事は全て終了しました。事務局から何かありますか。

【事務局】: 特にございません。

【市川会長】: 委員の皆様、全体を通して、ご意見、ご質問等は、ありませんか。

（意見なし）

【市川会長】: 以上で、平成30年度第１回四街道市男女共同参画審議会を終了します。
本日は、お疲れさまでした。

（以上）

会議録署名人　東　夏子

会議録署名人　田島　一靖